

「しまね循環型社会」
の形成に向けた数値目標の
進捗状況調査報告書

【平成25年度実績】

平成 2 7 年 3 月

1. 発生抑制目標に対する進捗状況

■ 目 標

「第2期しまね循環型社会推進計画」では、県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物は、発生抑制自体になじまないため目標設定は行わないものとしています。

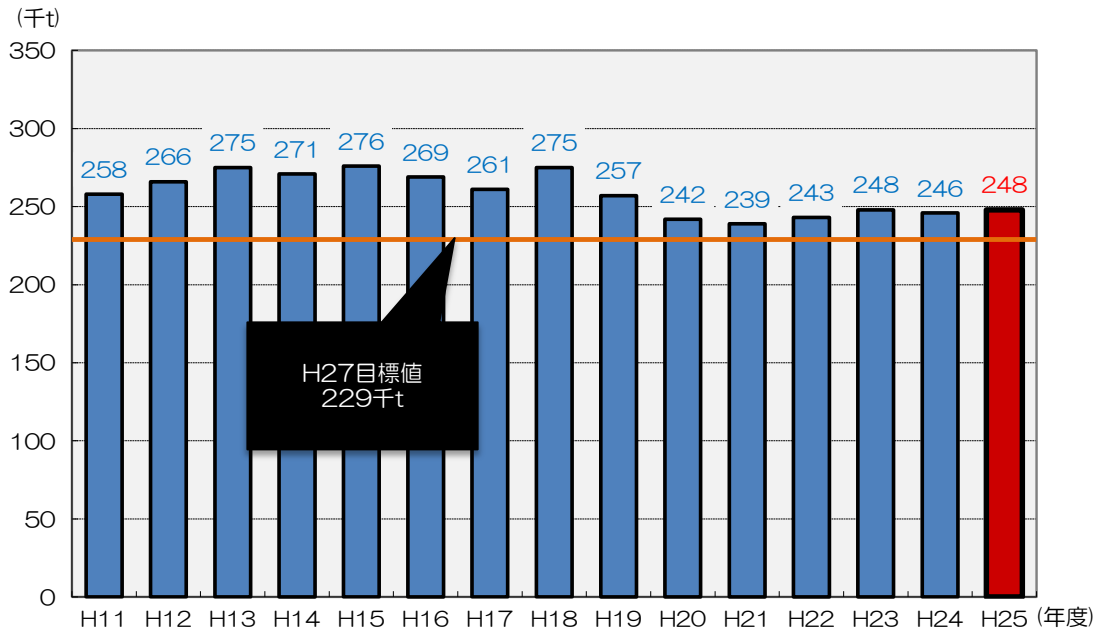
- ①一般廃棄物：基準年(H20)に対し、平成27年度の排出量を 5%以上削減する。
- ②産業廃棄物：基準年(H20)に対し、平成27年度の排出量の増加を1%以下に抑制する。
※産業廃棄物は農業を除く。

■ 排出量

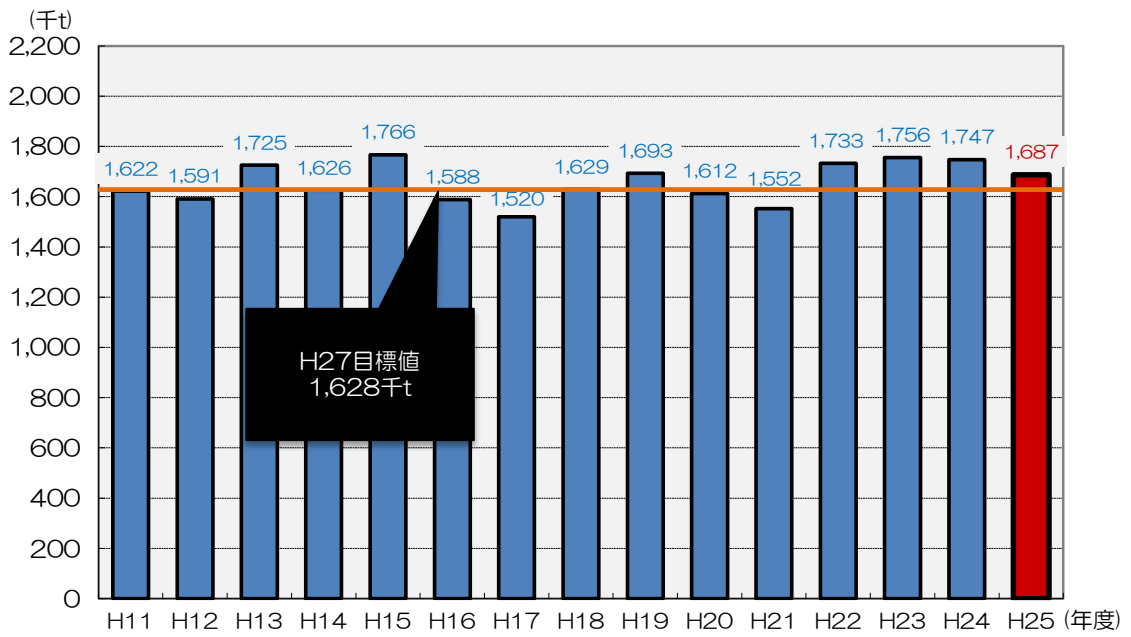
	実		績	
	一般廃棄物		産業廃棄物【農業を除く】	
H11	258千t	—	1,622千t	—
H12	266千t	—	1,591千t	—
H13	275千t	—	1,725千t	—
H14	271千t	—	1,626千t	—
H15	276千t	—	1,766千t	—
H16	269千t	—	1,588千t	—
H17	261千t	—	1,520千t	—
H18	275千t	—	1,629千t	—
H19	257千t	—	1,693千t	—
H20	242千t	【100】	1,612千t	【100】
H21	239千t	【98.8】	1,552千t	【96.3】
H22	243千t	【100.4】	1,733千t	【107.5】
H23	248千t	【102.5】	1,756千t	【108.9】
H24	246千t	【101.7】	1,747千t	【108.4】
H25	248千t	【102.5】	1,687千t	【104.7】
目標 H27	229千t	【95】	1,628千t	【101】

（注）一般廃棄物については実績値（収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量及び災害廃棄物（「一般廃棄物処理の現況」においてH25から別区分）の合計値）
 産業廃棄物については、H11、H16、H20及びH25は実態調査に基づく推計値、H12からH15、H17からH19及びH21からH24は多量排出事業者の実績に基づく推計値。
 【 】内の数値は基準年（H20）を100とした場合の比率

一般廃棄物



産業廃棄物 (農業を除く)



■現状と課題

【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出量は平成 15 年度をピークに減少し、ここ数年はおおむね横ばいで推移し、平成 25 年度は 248 千 t となっています。 平成 25 年度の排出量には、県西部に発生した豪雨による災害ごみ 716t が含まれています。 平成 18 年度に一時的に排出量が大きく増加していますが、これはこの年に発生した大規模な水害により災害ごみが排出されたことが原因と推察されます。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期しまね循環型社会推進計画では更なる排出抑制を目指して 229 千 t を新たな目標値として定めています。 平成 25 度の排出量は、目標値を 19 千 t 程度上回る状況にあります。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 松江市や浜田市、出雲市などの市部では、事業系の一般廃棄物が多いことから 1 人 1 日当たりのごみ排出量が多く、また、他の町村と比較して人口規模が大きいため排出量も多い状況にあります。そのため、市部においては家庭系一般廃棄物の削減を進めると同時に事業系一般廃棄物の削減を推進していく必要があります。 島しょ部である海士町、西ノ島町、隠岐の島町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は市部を上回る状況にあります。離島地域といった特殊性はあるものの、ごみをできるだけ出さないための取組実施が課題としてあげられます。 また、その他の市町村においても、県民や NPO 法人等、事業者ともに生ごみの堆肥化など排出削減の取組を進めていくことが必要です。

【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物の排出量は、変動を繰り返しながら推移しています。平成 25 年度は 1,687 千 t となっています。 • なお、産業廃棄物の排出量は、景気の動向にも大きく左右される傾向があるため、これまでの増減にも景気の変動が影響していると推察されます。 • 島根県内における産業廃棄物の特徴は、平成26年度の実態調査（平成25年度実績）では全体排出量の64%をがれき類、汚泥、ばいじんの3種が占めていることです。 このため、産業廃棄物排出量の増減は、土木事業や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向があります。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> • 第 2 期しまね循環型社会推進計画では、産業廃棄物の排出量の目標は、排出量を維持し大きく増加させないこととして、1,628 千 t として掲げています。 • 排出量の大幅な増加は抑制していますが目標値に対して 59 千 t 程度上回る状況にあります。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 島根県においては産業廃棄物の全体排出量の 64%ががれき類、汚泥、ばいじんの3種で占められており、これらの動向が排出量の増減に大きく影響する傾向があります。このうち、ばいじんは火力発電所、汚泥は流域下水道からの排出量が突出し、ばいじん及び汚泥はインフラに関連するものであることから比較的安定して排出されています。 • ばいじんについては火力発電所の発電方式の変更や大きな技術革新が無い限り大きな削減は困難と考えられます。 • がれき類、木くずは建設業から一般的に排出されており、景気や土木・建設事業の動向に大きな影響を受けると考えられます。また、鉱さいは、鉄鋼業や金属製品製造業などの製造業者から排出されており、景気の動向の影響によって増減すると考えられます。 • 県内での経済活動を活発に行いながら産業廃棄物の排出量増加の抑制を維持するため、事業者の排出削減に関する取組を更に推進し、可能な限り排出量の削減を図っていくことが課題としてあげられます。

2. 最終処分目標に対する進捗状況

■目 標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、現状において最終処分の実態がないことから、目標設定は行わないものとしています。

①一般廃棄物：基準年(H20)に対し、平成27年度の最終処分量を22%以上削減する。

②産業廃棄物：基準年(H20)に対し、平成27年度の最終処分量を4%以上削減する。

※産業廃棄物は農業を除く。

■最終処分量

	実		績	
	一般廃棄物		産業廃棄物	
H11	55千t	—	441千t	—
H12	58千t	—	160千t	—
H13	51千t	—	262千t	—
H14	49千t	—	269千t	—
H15	50千t	—	433千t	—
H16	46千t	—	389千t	—
H17	47千t	—	356千t	—
H18	59千t	—	285千t	—
H19	43千t	—	384千t	—
H20	39千t	【100】	411千t	【100】
H21	35千t	【89.7】	373千t	【90.8】
H22	32千t	【82.1】	550千t	【133.8】
H23	23千t	【59.0】	430千t	【104.6】
H24	22千t	【56.4】	276千t	【67.2】
H25	23千t	【59.0】	260千t	【63.3】
目標 H27	30千t	【78】	395千t	【96】

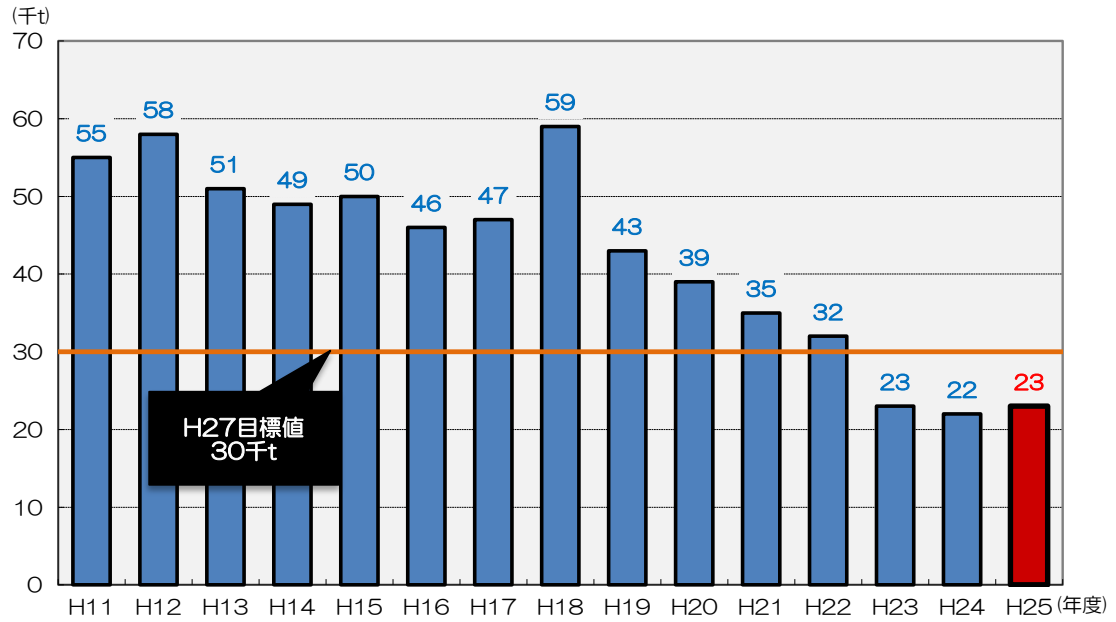
(注) 一般廃棄物については実績値

産業廃棄物については県外からの搬入を含む。H11 から H16 は処分容量の実績に基づく推計値、H17 から H25 は実績値。

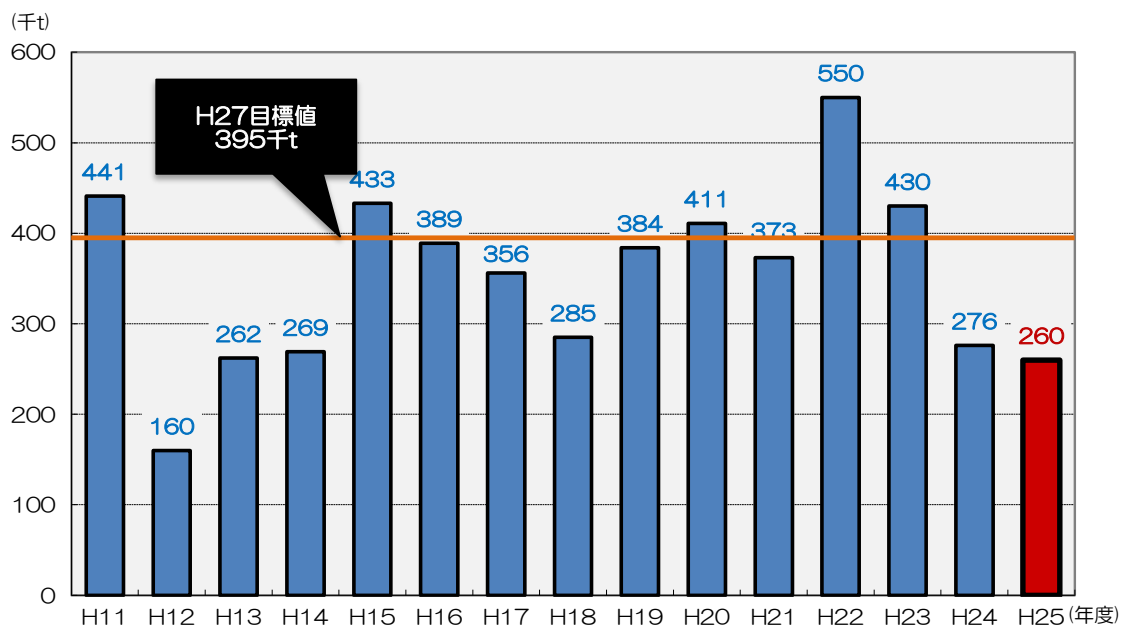
県内で発生した産業廃棄物のうち最終処分量の推計値は、H20 が 304 千 t、H25 が 283 千 t〔島根県産業廃棄物実態調査〕

【 】内の数値は基準年（H20）を 100 とした場合の比率

一般廃棄物



産業廃棄物



■現状と課題

【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の最終処分量は、調査開始当初から概ね減少する傾向で推移しており、平成 23 年度からは横ばいです。平成 25 年度最終処分量は 23 千 t となっています。 平成 25 年度最終処分量には、県西部に発生した豪雨による災害ごみ 201t が含まれていますが、分別に配慮し、災害ごみを含めても横ばいで推移しています。 平成 18 年度に一時的に最終処分量が大きく増加していますが、これは大規模な水害によって発生した災害ごみの埋立によるものと推察されます。 平成 23 年度最終処分量が大きく減少している主な要因は、松江市の一般廃棄物焼却溶融施設が新たに稼働開始し、焼却処理残渣の有効利用により最終処分量が大きく削減したためです。 また、ごみの再生利用の促進により直接埋立や不燃ごみ等の破碎圧縮残渣の埋立が減少したことがあげられます。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の最終処分量は 30 千 t を目標としています。 平成 25 年度は平成 23 年度以降の水準を維持し、目標を達成している状況です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 現状において最終処分量は目標を達成していますが、埋立容量に限りのある最終処分場を最大限活用するためには更なる削減を目指すことが有効です。 一般廃棄物の最終処分は、可燃ごみの焼却処理残渣及び不燃ごみ等の破碎圧縮残渣が主な対象となるほか、一部では中間処理を行わず直接埋立されています。直接埋立を減らし、中間処理による減量・再資源化の促進が必要です。 これまで不燃ごみや粗大ごみとして区分されることが多かった小型家電のリサイクルを進めていくことなどが必要と考えられます。 その他、ごみ排出量自体の削減や分別徹底を図るとともに、実践があまり進んでいないリユースに関する取組、ものを大切にできるだけ長く使う取組などソフト面からの削減推進が必要です。

【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の最終処分量は、大きく増減を繰り返しながら概ね増加する傾向で推移しており、平成 22 年度には平成 11 年度以降最も多い 550 千 t となりましたが、その後は減少し平成 25 年度では 260 千 t となっています。 平成 22 年度の大きな増加については、公共工事減少に伴い再生利用品の需要が減少し、従来再生利用されていた廃棄物が最終処分されたことがひとつの要因と考えられます。 平成 22 年度以降の減少は、セメント資材などの需要増によりばいじんの再資源化が進んだことが一因と考えられます。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ 島根県においては、最終処分量の半分以上を火力発電所から発生するばいじんが占めており、最終処分量の推移は、排出量と同様に、火力発電所に起因する最終処分量の増減に大きく影響される傾向があります。</p>
評 価	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の最終処分量は 395 千 t を目標としています。 平成 25 年度最終処分量は、平成 24 年度から更に減少し、目標値 395 千 t を 135 千 t 以上下回っています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分量の半数以上を占めるばいじんは、一部はセメント原料やコンクリート原料等への再生利用が行われており、最終処分量と再生利用量のバランスは公共事業に大きな影響を受けています。また、平成 24 年度以降は目標を達成していますが、引き続き再生利用量をより一層増加させていくことが必要です。そのため景気の動向に左右されにくい再生利用ルートの開拓が課題としてあげられます。 ばいじん以外で最終処分量に比較的大きなウエイトを占めているガラス・陶磁器くず、鉋さい、汚泥、がれき類などについても排出量を削減することはもとより、ばいじんと同様に景気の動向に左右されにくいリサイクル製品の開発や需要開拓、利用ルートの整備に取り組んでいくことが課題としてあげられます。

3. 再生利用目標に対する進捗状況

■目 標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率の目標を次のとおりとしています。なお、農業（家畜ふん尿）に関しては、平成11年に制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく適切な再生利用を行う率に係る目標を設定しています。

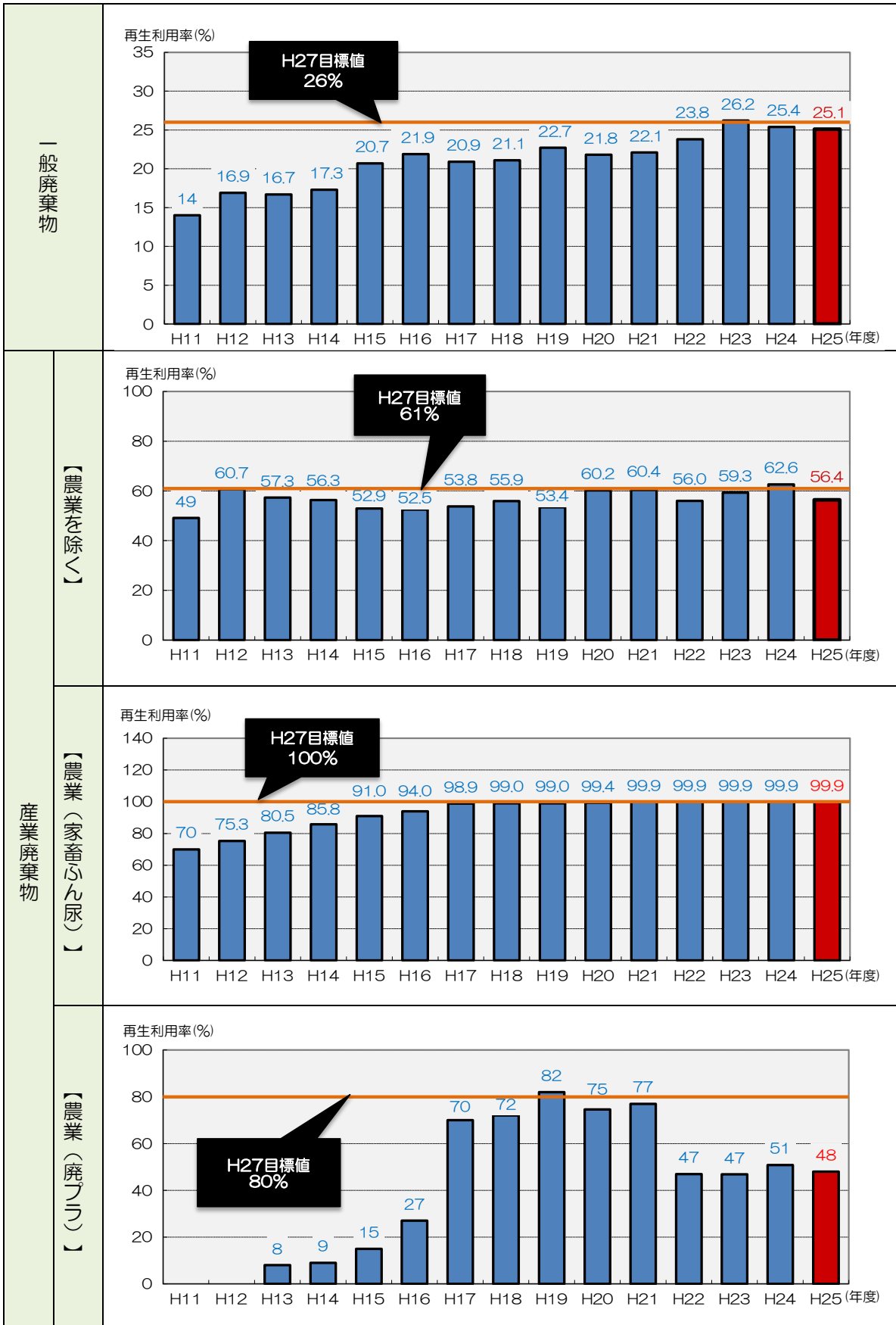
- | |
|---------------------------------------|
| ①一般廃棄物：H27の再生利用率を、26%以上とする。 |
| ②産業廃棄物（農業を除く）：H27の再生利用率を、61%以上とする。 |
| ③産業廃棄物（農業（家畜ふん尿））：H27の再生利用率を、100%とする。 |
| ④産業廃棄物（農業（廃プラ））：H27の再生利用率を、80%以上とする。 |

■再生利用率

	実 績			
	一般廃棄物	産業廃棄物		
		【農業を除く】	【農 業】 （家畜ふん尿）	【農 業】 （廃プラ）
H11	14% 【38 千t】	49% 【797 千t】	70% 【367 千t】	—
H12	16.9% 【45 千t】	60.7% 【966 千t】	75.3% 【499 千t】	—
H13	16.7% 【46 千t】	57.3% 【988 千t】	80.5% 【545 千t】	8% 【0.07 千t】
H14	17.3% 【47 千t】	56.3% 【916 千t】	85.8% 【570 千t】	9% 【0.07 千t】
H15	20.7% 【57 千t】	52.9% 【934 千t】	91.0% 【617 千t】	15% 【0.12 千t】
H16	21.9% 【59 千t】	52.5% 【833 千t】	94.0% 【626 千t】	27% 【0.21 千t】
H17	20.9% 【55 千t】	53.8% 【817 千t】	98.9% 【653 千t】	70% 【0.50 千t】
H18	21.1% 【58 千t】	55.9% 【911 千t】	99.0% 【667 千t】	72% 【0.50 千t】
H19	22.7% 【58 千t】	53.4% 【904 千t】	99.0% 【665 千t】	82% 【0.57 千t】
H20	21.8% 【53 千t】	60.2% 【969 千t】	99.4% 【552 千t】	75% 【0.55 千t】
H21	22.1% 【53 千t】	60.4% 【937 千t】	99.9% 【657 千t】	77% 【0.57 千t】
H22	23.8% 【58 千t】	56.0% 【971 千t】	99.9% 【646 千t】	47% 【0.47 千t】
H23	26.2% 【65 千t】	59.3% 【1,041 千t】	99.9% 【632 千t】	47% 【0.47 千t】
H24	25.4% 【62 千t】	62.6% 【1,093 千t】	99.9% 【633 千t】	51% 【0.51 千t】
H25	25.1% 【62 千t】	56.4% 【951 千t】	99.9% 【699 千t】	48% 【0.48 千t】
目標 H27	26% 【59 千t】	61% 【993 千t】	100% 【555 千t】	80% 【0.59 千t】

（注）一般廃棄物については実績値

産業廃棄物については、H11 から H19 及び H21 から H24 は推計値（H20 に見直し、再計算したものの）、H20 及び H25 は実態調査に基づく推計値。



■現状と課題

【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用率は平成 11 年度以降概ね上昇する傾向にありましたが、平成 23 年度を境に微減傾向となっています。平成 25 年度の再生利用率は 25.1%となっています。 平成 23 年度には松江市の一般廃棄物焼却溶融施設が稼働開始し、処理残渣であるスラグの有効利用が開始されています。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の再生利用率は 26%を目標としています。 平成 23 年度以降目標値前後でおおむね横ばい傾向で、平成 25 年度は目標値をわずかに下回る状況です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 近年の再生利用率の伸びは、これまで利用先の確保が困難であった溶融スラグ(一般廃棄物焼却溶融施設の残渣)の有効利用が徐々に進んできたことが影響していると考えられます。 ※平成 25 年度現在の県内の一般廃棄物焼却溶融施設及び溶融設備がある焼却施設は、エコクリーン松江(松江市)、出雲エネルギーセンター(出雲市)、エコクリーンセンター(浜田地区広域行政組合(浜田市、江津市))及び益田地区広域クリーンセンター(益田地区広域市町村圏事務組合(益田市、津和野町、吉賀町))の 4 施設です。 溶融スラグの有効利用を更に図るためには、土木資材(骨材、路盤材等)など利用先の確保や需要開拓などが必要です。一方で、溶融スラグの発生量は一般廃棄物焼却溶融施設での処理量に依存し、対応可能な需要量には限りがあることから、一定の需要開拓を行った後は、安定したスラグ有効利用体制を構築していくことが課題としてあげられます。 隠岐圏域の島しょ部町村である海士町、西ノ島町、隠岐の島町では、圏域内でのごみの再生利用が困難な状況にあります。また、リサイクル業者等へ処理委託するためには島外へごみを輸送する必要があり費用が嵩むことなどから、再生利用率が低い傾向にあります。そのため、圏域内でのリサイクルシステムの確立や島外への輸送方法の改善などを検討するとともに、住民や事業者の協力により積極的に再生利用の促進を図ることが課題としてあげられます。 その他、県民の分別徹底の取組推進や、小型家電のリサイクルを推進するなど、新たな資源化物の分別と資源化ルートの確立を図っていくことが必要です。

【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> • 農業を除く産業廃棄物の再生利用率は、概ね 50%から 60%の間を変動しながら推移しており、平成 25 年度においては 56.4%となっています。 • 農業由来の産業廃棄物のうち家畜ふん尿の再生利用率については、平成 17 年度以降概ね 100%で推移しています。 • 農業由来の廃プラスチック類の再生利用率については、平成 17 年度以降は 70%以上となり、平成 19 年度には 80%を超えたこともありましたが、平成 22 年度以降は大きく減少して 50%前後で推移しています。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> • 農業を除く産業廃棄物の再生利用率の目標値は、61%を目標としていますが、平成 25 年度は目標を下回る状況です。 • 農業の家畜ふん尿の再生利用率の目標値は、100%としていますが、概ね目標を達成している状況です。 • 農業の廃プラの再生利用率の目標値は 80%としていますが、平成 22 年度以降約 50%で横ばい推移しており、目標値を下回る状況です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> • 農業を除く産業廃棄物については、再生利用等の技術開発及び施設設備への支援や、リサイクル製品の公共調達及び民需での利活用が進むよう販路開拓への支援を行い、事業者における再生利用を促進していくことが課題としてあげられます。 • 農業由来の家畜ふん尿について目標値 100%は達成していませんが、ほぼ目標を達成していることから、この再生利用率を維持してことが必要です。 • 農業由来の廃プラスチック類については、平成 19 年度から平成 21 年度にかけては目標に近い再生利用率であったことから、再生利用先の安定化を図ることが課題としてあげられます。

4. 市町村別の一般廃棄物排出量及び再生利用率の状況

一般廃棄物について、市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量及び市町村別の再生利用率を取りまとめました。

■市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量（平成25年度）



市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量 (単位：g/人日)

市町村名	排出量	市町村名	排出量	市町村名	排出量	市町村名	排出量
松江市	1,068 (1,073)	安来市	741 (744)	川本町	823 (828)	海士町	1,322 (1,326)
浜田市	1,036 (1,047)	江津市	844 (853)	美郷町	574 (576)	西ノ島町	1,279 (1,283)
出雲市	979 (990)	雲南市	681 (685)	邑南町	620 (623)	知夫村	783 (784)
益田市	933 (939)	奥出雲町	854 (859)	津和野町	830 (836)	隠岐の島町	1,289 (1,294)
大田市	754 (760)	飯南町	768 (773)	吉賀町	768 (779)	県全体	950 (957)

注) 下段()内は、外国人人口を含まない場合の県民1人1日当たりのごみ排出量。

■市町村別の再生利用率（平成 25 年度）



市町村別の再生利用率

市町村名	再生利用率	市町村名	再生利用率	市町村名	再生利用率	市町村名	再生利用率
松江市	32.6%	安来市	26.4%	川本町	36.9%	海士町	10.1%
浜田市	23.3%	江津市	20.5%	美郷町	37.2%	西ノ島町	0.9%
出雲市	16.7%	雲南市	53.3%	邑南町	39.1%	知夫村	34.7%
益田市	21.4%	奥出雲町	12.4%	津和野町	29.3%	隠岐の島町	9.9%
大田市	15.1%	飯南町	18.6%	吉賀町	34.1%	県全体	25.1%

■現状と課題

【市町村別の県民1人1日当たりのごみ排出量】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 県民1人1日当たりのごみ排出量は県全体では950gで、平成24年度から平成25年度にかけて10g増加しています。（外国人を含まない場合、平成25年度957g。平成24年度から10g増加） 一方、環境省の一般廃棄物処理実態調査における平成25年度の全国の1人1日当たりのごみ排出量（全国平均）は958gです。 市町村ごとの1人1日当たりのごみ排出量は、特に都市部（松江市、浜田市）と島しょ部（海士町、西ノ島町、隠岐の島町）で概ね1,000gを上回っており、高い傾向があります。 松江市等の市部では他の町村に比べ、一般廃棄物の排出量に占める事業所からの排出割合が高いことが考えられ、1人1日当たりのごみ排出量を高くする要因の一つになっていると推測されます。また、隠岐圏域の島しょ部の町では、直接搬入ごみの排出割合が高く、離島地域特有の特殊性等が影響していることなどが考えられます。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 県全体では県民1人1日当たりのごみ排出量は、全国の平均値より低い状況にありますが、特に高い傾向にある都市部と島しょ部の市町村での排出量の削減を進めていく必要があります。 市部においては、家庭から排出される一般廃棄物の削減を進めるとともに、事業所から排出される一般廃棄物（食物残渣、紙くず等）の排出削減を推進していく必要があります。 隠岐圏域の島しょ部の町においては、離島地域としての特殊性はあるものの、住民・NPO法人等・事業者、行政が一体となって排出量の削減に取り組む必要があります。特に、隠岐圏域では可燃ごみの占める割合が他の圏域より高いため、可燃ごみの削減を検討する必要があります。また、直接搬入ごみの割合が高いことから、ごみ搬入時における分別徹底や資源化について指導していく必要があります。

【市町村別の再生利用率】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 市町村別の一般廃棄物の再生利用率については、市町村合併以前の平成11年度から可燃ごみのRDF化（ごみ固形燃料化）を図っていた雲南市（53.3%）をはじめ、30%を超えた松江市、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町、知夫村など県内には高い再生利用率を維持する市町村が多く存在します。特に、人口の多い松江市で再生利用率が大きく上がったことにより、島根県全体の再生利用率も上昇し、25%を維持しています。 一方、再生利用率が横ばいまたは微減している市町村もあります。隠岐圏域の島しょ部の町では、さらに他の圏域に比べ再生利用率が低い傾向があります。 隠岐圏域の再生利用率が低い要因として、島外のリサイクル業者への輸送費用が嵩むことなどから資源化物が限られ、紙類の資源化が進んでいないことが考えられます。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 県の再生利用率の目標値を達成するためには、さらに県民、NPO法人等、事業者、行政が一体となって再生利用に関する取組を推進していく必要があります。 特に、再生利用率の低い隠岐圏域では、住民・NPO法人等・事業者の協力により、積極的に再生利用の促進を図ることが必要です。また、隠岐圏域内でのリサイクルシステムの確立や、島外への輸送方法の改善などを検討する必要があります。